

令 3 消 防 保 安 第 5 0 3 号  
令和 3 年 (2021年) 1 0 月 2 0 日

一般社団法人 山口県 L P ガス 協会 長 様

山 口 県 総 務 部 長

液化石油ガス販売事業所等の立入保安指導結果について (通知)

このことについて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 8 3 条第 3 項及び高圧ガス保安法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり貴協会岩国支部管内の立入保安指導を実施しましたのでお知らせします。

つきましては、貴協会各会員事業所に対し立入結果を伝える等、法令の遵守及び自主保安の推進等について、引き続き周知徹底されるようよろしくお願ひします。

記

- 1 立入期間  
令和 3 年 9 月 2 1 日 ~ 1 0 月 2 日
- 2 立入結果  
別紙 (集計表) のとおり

消 防 保 安 課  
産 業 保 安 班  
TEL 083-933-2374  
FAX 083-933-2408



## 令和3年度立入保安指導結果（集計表）

岩国支部

### 1 概況

|             |  |
|-------------|--|
| 実 施 期 間     | 令和3年9月21日 ～ 10月2日（3日間）   |
| 対 象 事 業 所 数 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 違反等の有無                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大法令違反      0 事業所（「文書指示」）</li> <li>・ 指摘事項有り      1 事業所（「文書注意」）</li> <li>・ 指摘事項無し      4 事業所（「良好」）</li> </ul> </li> <li>○ 特記事項<br/>なし</li> </ul> |

### 2 改善指摘事項

| 項 目         | 改 善 指 摘 事 項  | 件 数 |
|-------------|--|-----|
| 販 売 事 業 関 係 |  |     |
| 保 安 業 務 関 係 | <p>（1）法施行規則第16条第13号に反して、従前より、屋内において使用される20リットル（8kg）を超える容器でのLPガスの質量販売を行ってきたが、その改善が徐々に進んではいるものの不十分であるので、一層の改善に努めること。</p> <p>なお、法施行規則第131条第1項第2号により記載すべき充てん容器の種類及び数が不正確であるので、精査の上、11月26日までに報告すること。また、改善状況の正確な把握のため、現在保管している充てん容器の種類及び数も併せて報告すること。</p> <p>（2）質量販売における定期消費設備調査に当たっては、法施行規則第18条で定められた調整器の調整圧力などの項目を漏らさず実施し、また、その内容を確実に記録すること。</p> <p>（3）法施行規則第31条第2号に定める保安業務用機器を備えておくこと。</p> | 3   |
| 設 備 工 事 関 係 |  |     |
| そ の 他       |  |     |
| 合 計         |  | 3   |